

3. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に対する意見と事業者の見解

3.1 環境影響評価の項目並びに調査

環境影響評価の項目並びに調査計画を定めた「大戸川ダム環境調査計画書(案)」に対する意見と事業者の見解について表 3.1-1 に示す。

表 3.1-1 大戸川ダム環境調査計画書(案)に対する意見と事業者の見解 (1/2)

No.	大戸川ダム環境調査計画書(案)に対する意見	事業者の見解
1	流水型のダムにおいては、降雨等の状況によって貯水量が変化すると思いますが、貯水量の変化に伴って地下水や地盤への影響はないのでしょうか。	貯水量(貯水位)の変化に伴う地下水の変動による周辺地盤等への影響(地すべり等の可能性)については、環境調査とは別に必要な調査検討を行うこととしております。
2	調査項目に地下水や地盤が含まれていないようですが、環境調査の結果報告の段階では調査に含まなかった理由を図書に記載いただきたいと思います。	貯水量(貯水位)の変化に伴う地下水の変動による周辺地盤等への影響(地すべり等の可能性)については、環境調査とは別に必要な調査検討を行うこととしております。
3	また、その他の調査に含まれなかった項目があるようであれば、その調査に含まなかった理由を図書に記載いただきたいと思います。	調査項目については、大戸川ダム建設事業の事業特性と地域特性を踏まえ、環境影響を及ぼすおそれがある要因(影響要因)とその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素の組み合わせにより、適切に選定しました。
4	環境調査計画書(案)p5 表 5.1-2 調査概要、及び p8 5 騒音・振動の p9 5.2.3 調査地点に記されている「大気環境(騒音・振動)」について、測定地点が騒音は2地点、振動は1地点とされている。評価を行う上で、測定地点を増やすべきではないか？	調査地点は地域を代表する地点として最も条件の厳しい地点を選定しています。 騒音については、工事用車両の通行による影響の予測に必要な騒音の状況(特に交通騒音)の調査地点として、工事用車両の通行ルートの沿道で事業区域に最も近い住家等が存在する大津市道東1213号沿道と、建設機械の稼働による影響の予測に必要な騒音の状況(一般環境騒音)の調査地点として、事業区域に最も近い住家等が存在する信楽町黄瀬を選定しております。 振動については、工事用車両の通行による影響の予測に必要な振動の状況(特に道路交通振動)の調査地点として、工事用車両の通行ルートの沿道で事業区域に最も近い住家等が存在する大津市道東1213号沿道を選定しております。
5	同じく、特に振動について1点では、不足ではないか？	振動については、事業区域に最も近い住家等が存在する信楽町黄瀬において、特に振動を生じさせる事象が確認されていないことから、調査の対象としておりません。

表 3.1-1 大戸川ダム環境調査計画書(案)に対する意見と事業者の見解 (2/2)

No.	大戸川ダム環境調査計画書(案)に対する意見	事業者の見解
6	同 p5 及び p54 5.9 に記されている「人と自然との触れ合いの活動の場」について、5.9.3 調査時期が春季、秋季の2季となっているが、水辺に親しむ季節である夏季での調査は必要ではないか？	事業実施区域及びその周辺区域では、ハイキングコース等の利用により、夏季よりも多くの利用者が見込まれる春季、秋季について、調査を行うことにより、夏季の工事による影響対策も検討できると考えています。
7	大戸川ダムは、紆余曲折の末に進み出した事業であることから、早期の完成が望まれる事業です。 そのため、網羅的に調査を行う必要はなく、環境影響評価等の評価から長い期間が経過してということと、流水型ダムに変更になったことを中心に、メリハリを利かして真に必要な項目に絞り込み、早期に調査を終えて頂くようにお願いします。	環境の保全について適正な配慮がなされるよう、必要な環境調査を着実に実施します。
8	「人と自然のふれあいの活動の場」「伝承文化」について質問します。 ダム区域は、ダムにより移転された方々が生活する中で人と自然が触れあってきた所です。このような良好なふれ合いの活動の場を保つダムづくりを実施する必要があるのではないのでしょうか？ 特に移転された方々には当時を思い出せる工夫や、当時の状況を知らない人たちにとってもこの地区での新たな気づきが生まれる工夫も必要なのではないのでしょうか？ ダム周辺の地域に密接に関連する伝承文化の状況やこれまでの歴史をふまえ、地域から親しまれるようなダムにするべきだと思います。そのためには詳細な地域の歴史や伝統文化について十分な調査をお願い致します。	調査計画書に基づき、地域の歴史や伝統文化について十分な調査を実施します。

3.2 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法を定めた「大戸川ダム環境調査計画書 予測及び評価の手法(案)」に対する意見と事業者の見解について表 3.2-1 に示す。

表 3.2-1 大戸川ダム環境調査計画書 予測及び評価の手法(案)に対する意見と事業者の見解

No.	大戸川ダム環境調査計画書 予測及び評価の手法(案)に対する意見	事業者の見解
1	根本的な問題として、『大戸川ダム 環境調査計画書 予測及び評価の手法 (案)』に大戸川ダムの概要が示されない点を指摘する。例えば、第2回大戸川ダム環境保全委員会の「資料-3-2」の7頁にも記載のある通り、ダムでは「洪水調節地(ママ)内の土砂堆積」が必然的に発生するが、その評価には、少なくともダムの洪水吐や土砂吐の位置や形状についての諸元が必須となる。本計画書(案)には、環境調査の前提として必要になるこうした情報がまったく提供されていない。	「大戸川ダム環境調査計画書 予測及び評価の手法(案)」は、今後行う予測の手法及び評価の手法について定めたものです。本手法に基づく環境影響評価結果を示す「大戸川ダム環境調査結果報告書(原案)」では、予測、評価の基となる洪水吐の形状等の具体的なダムの構造や工事計画等について記載します。
2	本計画書(案)の「4.2.1 土砂による水の濁り」において、「予測の基本的な手法」として、「一次元河床変動モデル」を用いることとしている。出水時に湛水域の大幅な変動が生じるダム湖を含めた解析においては、「二次元河床変動モデル」を用いるべきであることは、もはや常識である。	ダム下流河川の土砂による水の濁りの変化については、一次元河床変動モデルにより行います。ただし、動植物及び生態系への影響予測を行う上で参考とするため、ダム下流河川の代表箇所など一部の範囲において、平面二次元河床変動モデルにより河床形状、河床材料の変化について予測を行う予定です。